

大月短期大学新校舎建設工事「一般競争入札」公告

大月市が発注する大月短期大学新校舎建設工事は、一般競争入札により行いますので、入札参加資格等について地方自治法施行令第 1 6 7 条の 6 第 1 項の規定により公告します。

平成 2 8 年 5 月 1 1 日

大月市長 石井 由己雄

1 入札に付する工事概要等

- (1) 工 事 名 大月短期大学新校舎建設工事(以下「対象工事」という。)
- (2) 工事場所 大月市御太刀一丁目 1 6 番 2 号
- (3) 工事概要 対象工事は大月市立大月短期大学校舎の新築工事である。
  - ・建築主体工事
  - ・電気設備工事
  - ・機械設備工事
  - ・構造：木造 2 階建て
  - ・建築面積：1,363.698㎡
  - (延床面積：2,483.958㎡)
- (4) 工 期 大月市議会においてこの契約に係る議決のあった日の翌日から平成 2 9 年 3 月 1 0 日まで

2 入札に参加する者に必要な資格

大月市における建設工事（建築一式）の指名競争入札参加資格の認定を既に受けている者のうち、次に掲げる条件をすべて満たし、今回、大月市長より、対象工事に係る入札参加資格の確認を受けた者。

- (1) 次のア、イ及びウのそれぞれ 1 者ずつを構成員とする 3 者による自主結成の共同企業体（以下「企業体」という。）であること。
  - ア（A群）：山梨県富士・東部地域内に本店を有し、平成 2 8 年 5 月 1 日の直前に終了する事業年度を対象とした経営事項審査の建築一式の総合評点が 9 0 0 点以上である者。且つ、平成 1 8 年 4 月 1 日以降に完成、引渡し済みの工事の中から 4 億円以上の建築工事を施工した実績を有する者であること。（但し、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 5 0 % 以上の場合のものに限る。）。
  - イ（B群）：山梨県富士・東部地域内に本店を有し、平成 2 8 年 5 月 1 日の直前に終了する事業年度を対象とした経営事項審査の建築一式の総合評点が 7 5 0 点以上である者。且つ、平成 1 8 年 4 月 1 日以降に完成、引渡し済みの工事の中から 1 億円以上の公共建築工事を施工した実績を有する者であること。（但し、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 5 0 % 以上の場合のものに限る。）。
  - ウ（C群）：大月市内に本店を有し、平成 1 8 年 4 月 1 日以降に完成、引渡し済みの工事の中で大月市発注の建築工事を施工した実績を有する者であること。
- (2) 企業体の構成員は、契約締結日の 1 年 7 月前の日の直後の営業年度終了の日以降に、経営事項審査を受けている者で、原則としてこれに係る経営事項審査結果通知書（以下「直近の経営事項審査結果通知書」という。）を提示できる者であること。
- (3) 企業体の代表構成員は、構成員の中で経営事項審査の建築一式の総合評点の最も高い

者であること。又、出資比率は、構成員中最大であること。

- (4) 企業体の各構成員が、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 公告日において、監理技術者資格者証を保有し、一級建築施工管理技士又は同等以上の資格を有する者で、平成18年4月1日以降に監理技術者又は主任技術者として建築工事の施工従事経験がある者1名を対象工事に専任で配置できる企業体であること。
- (6) 企業体の各構成員が、対象工事に係る設計業務等の受託者、又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。（入札説明書4参照）
- (7) 企業体の各構成員が、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者（更生手続き開始又は民事再生手続き開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。あるいは「大月市建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (8) 出資比率の最小限度基準は、20%以上とする。

### 3 入札説明書等の配布期間、配布場所及び配布方法

- (1) 期間 平成28年5月11日（水）～平成28年5月23日（月）  
（午前9時～午後4時30分の間。但し、正午～午後1時の間及び期間内の土曜日、日曜日、祝祭日を除く）
- (2) 場所 大月市大月二丁目6番20号  
大月市 総務部 総務管理課 管財担当  
電話 0554-23-8001
- (3) 方法 直接受領すること。ただし、大月市ホームページから情報を入手する場合は、この限りでない。

### 4 入札参加を希望する者に配付する資料等

- (1) 一般競争入札公告（写）
- (2) 入札説明書
- (3) 入札参加資格確認申請書 （様式第1号-1）
- (4) 共同企業体建設工事入札参加資格審査申請書 （JV要綱様式第1号）
- (5) 共同企業体協定書 （JV要綱様式第2号）
- (6) 入札参加資格確認資料作成要領
- (7) 入札参加資格確認資料  
代表構成員の施工実績 （様式第2号-1）  
構成員（B群）の施工実績 （様式第2号-2）  
構成員（C群）の施工実績 （様式第2号-3）  
配置予定技術者の資格・施工従事経験 （様式第3号-1）
- (8) 設計図書又は設計概要書（入札参加資格の「有」の者に対し、入札参加資格決定後に配布）

### 5 入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）の受付期間及び受付場所

- (1) 受付期間 平成28年5月16日（月）～平成28年5月24日（火）  
（午前9時～午後4時30分の間。但し、正午～午後1時の間及び期間

内の土曜日、日曜日、祝祭日を除く)

- (2) 場 所 大月市大月二丁目6番20号  
大月市 総務部 総務管理課 管財担当  
電話 0554-23-8001

## 6 入札執行及び開札

- (1) 入札執行日、開札日 平成28年6月9日(木) 午前10時00分
- (2) 低入札調査基準価格 有り
- (3) 入札保証金は見積金額の100分の5以上とする。但し、この工事の入札に係る入札保証金の納付については、大月市財務規則の規定に関わらず、現金、小切手及び有価証券による納付はできないものとし、次の各号により納付を免除する。
- ア 保険会社との入札保証保険契約の締結
  - イ 金融機関との契約保証の予約
  - ウ 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社との契約保証の予約
- (4) 次の入札は無効とする。
- ア 本公告に示した入札参加資格のない企業体の行った入札
  - イ 申請書又は資料に虚偽の記載をした企業体の行った入札
  - ウ 大月市競争契約入札心得に違反した入札
  - エ 入札参加資格の確認を受けた企業体であっても、確認後、会社更生法に基づく更正手続き又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立がなされた構成員が含まれる企業体者、あるいは大月市から指名停止措置を受けて入札時において指名停止期間中である構成員が含まれる企業体が行った入札

## 7 工事請負契約

- (1) 対象工事の請負契約は、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」に基づき、議会において議決が必要となる契約である。
- (2) 契約保証金(契約額の10/100以上)を納付のこと。但し、金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。又、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (3) 前払金 有り  
また、中間前金払又は部分払を選択請求可

## 8 その他

- (1) 入札参加資格確認資料作成説明会及びヒアリングは行わない。
- (2) 現場説明会は行わない。
- (3) その他公告内容について不明な点は、次に照会すること。

大月市 総務部 総務管理課 管財担当

〒401-8601 大月市大月二丁目6番20号 電話 0554-23-8001